

盗撮自白捜査官作文の疑い

発達障害男性の無罪確定

東京高裁 逆転判決 来月、国家賠償請求へ

盗撮目的で女性に接近し、自白を聞き取り、捜査官が作文した疑いがある。東京高裁は、発達障害を理由に無罪と判断した。

被告は、2008年6月に都内の地下鉄駅のエスカレーターで、前になら女性と交わった。警察署で任意の取り調べを受け、地検にも自白。自白書が作成され、都検控訴部が起訴された。

被告は、自白書の内容が、捜査官の作文であるとの疑いがある。東京高裁は、被告の発達障害を理由に、自白書の内容を信用しないとした。

被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。

東京地検による捜査。起訴の違法性を問う。男性が盗撮を認め、自白した。東京高裁は、被告の発達障害を理由に、自白書の内容を信用しないとした。

被告は、自白書の内容が、捜査官の作文であるとの疑いがある。東京高裁は、被告の発達障害を理由に、自白書の内容を信用しないとした。

被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。

被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。被告は、自白書の内容を信用しないとした。